

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 14 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「急性期充実体制加算 1」及び  
「急性期充実体制加算 2」に係る届出について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しました  
ので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協  
力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
健康保険組合 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房人事課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 14 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「急性期充実体制加算 1」及び  
「急性期充実体制加算 2」に係る届出について

「急性期充実体制加算 1」及び「急性期充実体制加算 2」に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、通知の発出時に当該加算の算定にあたり届出が必要である旨の記載がなかったため、「令和 6 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和 6 年 3 月 29 日事務連絡）により、訂正を行ったものの、施設基準の届出の取扱いの周知が不十分であったこと等から、「急性期充実体制加算 1」及び「急性期充実体制加算 2」に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとするので、貴管下の医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

#### 記

令和 6 年 5 月 31 日時点において、現に令和 6 年度診療報酬改定前の「急性期充実体制加算」を算定している医療機関が行う「急性期充実体制加算 1」及び「急性期充実体制加算 2」の施設基準の届出については、引き続き当該施設基準を満たすとともに、令和 7 年 4 月 1 日までに届出を受理した場合は、遡って算定できるものとする。

【急性期充実体制加算 1 及び 2】

問 1 令和 6 年 5 月 31 日時点において、急性期充実体制加算を算定する医療機関について、令和 6 年 6 月 1 日から急性期充実体制加算 1 又は 2 の算定を行うためには、当該施設基準の届出を行う必要があるのか。

(答) 本事務連絡のとおり、令和 7 年 4 月 1 日までに届出する必要がある。

問 2 令和 6 年 6 月 4 日以降に急性期充実体制加算 1 又は 2 の届出を行った医療機関も、本事務連絡の対象となるのか。

(答) 令和 6 年 5 月 31 日時点において、急性期充実体制加算を算定する医療機関について、引き続き施設基準を満たしている場合は、令和 7 年 4 月 1 日までに届出を行ってれば、その届出の時期に関わらず本事務連絡の対象となる。

問 3 令和 6 年 3 月 31 日時点において急性期充実体制加算を算定する医療機関であって、急性期充実体制加算 1 又は 2 の施設基準を満たしていない医療機関が、「令和 6 年 3 月 31 日において現に急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、2 の (2) 又は 3 の (2) の基準を満たしているものとみなす」、「令和 6 年 3 月 31 日において現に急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関のうち急性期充実体制加算 1 に係る届出を行う保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、2 の (1) のキの基準を満たしているものとみなす」、もしくは「令和 6 年 3 月 31 日において現に急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関のうち許可病床数が 300 床未満の保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、施設基準のうち 2 (1) 及び 3 (1) については、なお従前の例による」との経過措置により急性期充実体制加算 1 又は 2 を算定しようとする場合、どのような届出を行う必要があるのか。

(答) 令和 6 年 6 月診療分から算定する場合には、令和 7 年 4 月 1 日までに急性期充実体制加算 1 又は 2 の届出を行う必要がある。

問 4 令和 6 年 4 月 1 日以降に、新たに急性期充実体制加算を算定している医療機関については、令和 6 年 6 月 1 日から急性期充実体制加算 1 又は 2 の算定を行う場合は、令和 7 年 4 月 1 日までに急性期充実体制加算 1 又は 2 の届出を行う必要があるのか。

(答) そのとおり。

(別添)

問5 令和6年5月31日時点において、精神科充実体制加算を算定する医療機関について、令和6年6月1日以降も精神科充実体制加算の算定を行うためには、当該施設基準の届出を行う必要があるのか。

(答) 令和7年4月1日までに急性期充実体制加算1又は2と併せて届出する必要がある。

問6 令和7年4月1日までに、急性期充実体制加算1又は2と併せて、小児・周産期・精神科充実体制加算の届出を行えば、小児・周産期・精神科充実体制加算についても令和6年6月診療分から算定することが可能か。

(答) 小児・周産期・精神科充実体制加算については、届出が受理された翌月の診療分から算定される。